

令和5年7月25日招集

第7回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和5年第7回狭山市農業委員会総会

令和5年7月25日（火曜日） 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後3時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後5時10分

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田 敏 枝
4番 細 田 幸 司	5番 仲 川 知 範	6番
7番 小 口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸 口 秀 敏
10番 平 本 洋 章	11番 増 田 棟 順	12番 吉 田 博 幸
13番 渡 邊 隆 夫	14番 増 田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 三 ツ 木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第7回狹山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書
- ・資料1 狹山農業振興地域整備計画の変更について
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料4 農地あっせん台帳
- ・令和5年度 農地利用最適化活動活性化研修会の開催について
- ・冊子「のうねん」

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第7回狹山市農業委員会総会となりますが、『狹山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長をお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第7回狹山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号5番 仲川委員と7番 小口委員にお願いします。
これより議案の審議を行います。
議案第1号「狹山農業振興地域整備計画の変更について」を議案とします。
農業振興課の説明を求めます。

農業振興 【狭山農業振興地域整備計画の変更について説明】

課

- 議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を「他法令に抵触なければ支障なし」として回答してよろしいかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『他法令に抵触なければ支障なし』として回答します。

農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は退席します。
次に第7回総会の概要を事務局から説明してください。

- 事務局 農地法第3条の申請が堀兼地区で1件、奥富地区で1件、5条の申請が入間川地区で6件、入曽地区で1件、奥富地区で1件、柏原地区で1件、併せて9件です。
農用地利用集積計画は、堀兼地区で1件です。

- 議 長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

- 甲田委員 暑い時期ですので、雨が降るとすぐに雑草が伸びてしまうという状況です。今後も引き続き見て回りたいと思います。

- 議 長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

- 清水委員 農地の見回りをしました。最近の高温で、雑草が繁茂している状況ですので、引き続き見て回りたいと思います。今回申請のあった場所で、草丈が人の背より高くなってしまっているところがあり、きれいにしよう話しましたが、トラクターでの耕運が難しいという話で、周りだけでもということで、私が刈りました。

- 議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

- 小澤委員 梅雨が明けて、高齢の方が持っている畑は草が生えてきています。全筆調査に向けて、作戦を考えたいと思います。

- 議 長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 雑草のひどいところが何箇所かありますが、全筆調査前にしっかり管理してもらうように注意をした上で、全筆調査に臨みたいと思います。

議 長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 このところ乾燥しているので、除草剤を撒いたところも、なかなか枯れてくれないという状況が見られます。今後、枯れている状態が長くなってしまうと、発火の可能性も無きにしもあらずですので、引き続き見て回りたいと思います。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 先日、講習会がありまして、稲の穂が上がってくるまでは畦の草刈りをしないようにという指導がありましたので、草刈りは穂が出揃ってからになるかと思います。遊休農地と水田の一部で行っていたジャガイモの収穫が終わりました。水田で作ると収量性については少し下回りますが、そうか病の発生は少なかったです。米価が安いので色々な品目を試していますが、これがうまくいけば、遊休農地の解消にも役立つのではないかと考えています。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 先月から農地の利用集積に向けて動いていましたが、借り手が作っている作物の値段が暴落してしまい規模拡大を考え直したいということでストップしてしまいました。出し手については貸す意向があるので、あっせん台帳に載せてもらえればと思います。

雑草については、持ち主が怪我をしてしまったため、除草剤を撒いたところがありますが、木が生えかけていますので、刈り払うなりしてもらうよう、またお願いに行こうと思っています。

議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 手が入らない畑について、草がひどい状況が続いています。オヒシバには抵抗がついてしまっているのかもしれないので、根から丁寧に抜いて処分するようかもしれません。全筆調査が始まりますので、見守りながら声をかけていきたいと思っています。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。

無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しく願いいたします。

それでは、議案第2号「農用地利用集積計画」を議題とします。

議案第2号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は、利用権の設定が1件1筆、地目「畑」、面積は2,045㎡です。
渡し人は上赤坂にお住まいの方、受け人は所沢にお住まいの方です。
所在地は、大字上赤坂字立帰573番2、地目は畑、面積は2,045㎡、権利の種類は2年間の賃貸借権設定で、受け人は、令和4年3月4日に認定農業者となっています。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものとし
ます。
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字加佐志字西裏77番3、地目は畑、面積は177㎡です。
現在の利用状況は遊休農地、許可後は百日紅の植え付けが計画されています。譲
受人は狭山市大字東三ツ木に居住する農業者で、総耕作面積は19,603㎡、
すべて畑です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字上奥富字上三田738番2、地目は畑、面積は3,503㎡
です。
現在の利用状況は稲作をしており、許可後は稲作と野菜の作付けが計画されてい
ます。譲受人は狭山市大字上奥富に居住する農業者で、総耕作面積は7,941
㎡、すべて畑です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字中向沢1239番2、外2筆、地目は畑、合計面積は385.16㎡です。
農地区分につきましては、
・10ha以上の集団性がある はい
・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
・インフラの整備が進んでいる いいえ
・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ
以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中平野1448番22、地目は畑、面積は371㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号4整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字小袋781番1、地目は畑、面積は330㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理

由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号4について審査結果を報告します。
申請地は狭山市沢1095番1、地目は畑、面積は218㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で介護事業を営む法人です。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号5について審査結果を報告します。
申請地は狭山市沢1095番4、地目は畑、面積は3.22㎡で、整理番号4と
一体利用です。
本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員 議案番号4整理番号6について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南入曽字北流115番3、地目は畑、面積は308.38㎡
です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂 議案番号4整理番号7について審査結果を報告します。
委員 申請地は狭山市柏原字字尻3677番2、外4筆、地目は畑、合計面積は888.69㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で外構業を営む法人です。転用目的は資材置場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号8について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字入間川字下窪1689番28、外3筆、地目は畑、合計面積は462.54㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は東京都板橋区に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書8の朗読)

理由書8により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号9番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号9について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字下向沢1136番1、地目は畑、面積は499㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は入間市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地

です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書9の朗読)

理由書9により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は4件9筆、地目「田」が2筆、面積2,395㎡、地目「畑」が7筆、面積6,159.55㎡、全て相続による届出で、あっせん希望は、ございません。
農地法第4条の規定による届出は1件1筆、地目「畑」、面積460㎡、転用目的は駐車場敷地です。
農地法第5条の規定による届出は3件5筆で、地目「田」が4筆、面積が762.27㎡、地目「畑」が1筆、面積が142㎡、転用目的は住宅敷地が1件、駐車場敷地が2件です。
公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、1件1筆です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【「農地あっせん台帳」について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「令和５年度 農地利用最適化活動活性化研修会の開催について」事務局から説明をお願いします。

事務局 【令和５年度 農地利用最適化活動活性化研修会の開催について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第７回狹山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。